

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	兵庫県
市区	尼崎市
担当部署	福祉局法人指導課

吸収合併の場合		
基本情報		
1	合併理由書	
2	評議員会で合併の承認をしたことを証する書面	
3	存続する法人の定款	
4	吸収合併消滅社会福法人の財産目録及び貸借対照表	
5	吸収合併消滅社会福祉法人の負債を証明する書類	
6	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の財産目録	
7	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の事業計画書および収支予算書 (合併日に属する会計年度及び次会計年度)	
8	(合併後の) 吸収合併存続社会福祉法人の評議員、役員となるべき者の履歴書 および就任承諾書	
9	評議員、役員になる者について、他に役員等になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類	
関係書類		合理的な理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		

7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由
法人の状況を踏まえ、必要な書類を指示する		基本情報だけでは認可の判断ができない 場合があれば追加資料を求める

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	兵庫県
市区	尼崎市
担当部署	福祉局法人指導課

新設合併の場合		
基本情報		
1	合併理由書	
2	評議員会で合併の承認をしたことを証する書面	
3	合併により設立する法人の定款	
4	各法人の財産目録および貸借対照表	
5	各法人の負債を証明する書類	
6	合併により設立する法人の財産目録	
7	合併により設立する法人の事業計画書および収支予算書（合併日に属する会計年度及び次会計年度）	
8	合併により設立する法人の評議員、役員となるべき者の履歴書および就任承諾書	
9	評議員、役員になる者について、他に役員になる者と婚姻関係または3親等以内の親族関係にある者がいる場合等は、その氏名及びその者との続柄を記載した書類	
関係書類		合理的な理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		

7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由
法人の状況を踏まえ、必要な書類を指示する		基本情報だけでは認可の判断ができない 場合があれば追加資料を求める

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	兵庫県
市区	尼崎市
担当部署	福祉局法人指導課

事業譲渡等にかかる定款変更の場合		
基本情報		
1	理事会議事録	
2	評議員会議事録	
3	現行の定款	
4	変更後の定款	
5	事業譲渡契約書	
6	新たに経営する事業の事業計画書および収支予算書 (事業開始日に属する会計年度及び次会計年度)	
7	施設長就任書・履歴書	
関係書類		合理的な理由
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由
事業譲渡等の実情に合わせ、通常の設定変更が必要としている書類を求める		社会福祉法人審査基準第2、社会福祉法人審査要領第2の要件を満たしているかを確認するため

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。

社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に必要な添付書類

令和6年10月1日時点

都道府県	兵庫県
市区	尼崎市
担当部署	福祉局法人指導課

事業譲渡等にかかる基本財産処分の場合		
基本情報		
1	理事会議事録	
2	評議員会の議事録	
3	財産目録	
4	処分物件が不動産の場合は、その価格評価書	
5	対象施設の図面（面積の明記、国庫補助及びその他の別）	
関係書類		合理的な理由
1	【取り壊しの場合】 取壊工事収支予算書、見積書跡地利用計画書	社会福祉法人審査基準第2、社会福祉法人審査要領第2の要件を満たしているかを確認するため
2	【譲渡の場合】 売却予定価格説明資料、不動産売買仮契約書等、売却代金の使途説明書	同上
3	【交換の場合】 交換予定価格説明資料、不動産交換仮契約書等	同上
4	【処分する基本財産が不動産の場合】 不動産登記事項説明書	同上
5	【処分する基本財産が土地の場合】 法務局備え付けの公図	同上
6	【処分する基本財産が建物の場合】 建築図面	同上
7		
8		
9		
10		
その他、添付書類に関する規則・ルール		合理的な理由
事業譲渡等の実情に合わせ、通常の定款変更に必要としている書類を求める		社会福祉法人審査基準第2、社会福祉法人審査要領第2の要件を満たしているかを確認するため

※所轄庁が必要とする場合には上記以外の書類を求められる可能性があります。